

〈東京都駐車場指定管理者等募集要項 別紙2〉

「A 東京都八重洲駐車場等5駐車場のみ」

地下道路の施設管理業務に係る留意事項

平成22年5月

東京都建設局道路管理部

地下道路の施設管理業務に係る留意事項

地下道路の施設管理業務の執行に当たっては「東京都駐車場指定管理者等募集要項Ⅱ地下道路の施設管理業務の委託」に定めるもののほか、次の点に留意するものとする。

1 設備の概要

資料 1 2 「地下道路の施設管理業務に係る道路設備等一覧」を参照すること。

2 業務概要

本地下道路の施設管理業務の受託者（以下、「受託者」という）は下記の業務内容を執行するものとする。

(1) 監視業務（江戸橋、八重洲、宝町、東銀座の4地下自動車道）

道路警報監視システムや画像監視装置を用いて地下自動車道の監視を行う。

※ 新橋地下自動車道及び日比谷地下自動車道の施設管理業務受託者との調整について

上記（1）と同じ道路警報監視システムや画像監視装置を用いて、新橋地下自動車道及び日比谷地下自動車道の監視業務を別途、実施している。このため、新橋地下自動車道及び日比谷地下自動車道の施設管理業務受託者と業務分担の調整を十分に行い、適切に対応すること。

(2) 保守点検業務（江戸橋、八重洲、宝町、東銀座の4地下自動車道）

設備機器の運転状態を正常に保ち、施設の異常、機能低下を未然に防ぐため、維持保守業務を行う。

3 施設管理業務の経費の算定

施設管理業務に要する経費の算定に当たっては、資料 1 2 「地下道路の施設管理業務に係る道路設備等一覧」、資料 1 3 「地下道路の施設管理業務に係る保守点検数量一覧」、資料 1 5 「地下道路の施設管理業務に係る委託料」を参照すること。

ただし、実際の委託料は、別途締結する委託契約において決定する。

4 資格

施設管理業務に必要な資格が法令等により義務付けられている場合には、自らの従業員のうちから、必要な資格を有する者を予め指名し、配置しなければならない。

また、監視業務については履行に必要な技術知識、経験を有する技術者などをあてるものとする。

なお、施設管理業務に当たっては、資料 1 4 「法定資格者一覧（地下道路の施設管理業務）」に記載する法定資格者を選任すると共に、必要な資格者数を配置すること。

5 業務の引継ぎ

施設管理業務に支障がないよう、受託者は、都又はこれまで地下道路の施設管理業務を受託してきた者と業務の引継ぎを十分に行うこと。

なお、委託期間の終了等により、次期受託者又は東京都に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータなどを遅滞なく提供すること。

6 実施要領

(1) 業務体制

- ① 受託者は、業務を行うために必要な従業員数を配置すること。
- ② 道路施設の維持・操作及び地下道路の監視・点検を確実にを行うため、配置する従業員全員が業務全般を理解し、処理できるよう従業員への指導・教育を徹底すること。

(2) 人員配置

人員配置に当たっては、道路設備の維持・操作、地下道路の監視・点検を安全・確実に遂行するため、夜間における警備体制及び引継ぎ時間などを考慮して適正な人員を配置すること。なお、現行の勤務ローテーションは、概ね次のとおりである。

勤務時間	
日 勤	08:30～17:15
遅 番	10:30～19:15
夜 勤	16:00～00:45
明 け	00:45～09:30

(3) 法令等の遵守

関係する法令、条例及び規則、各種東京都標準仕様書などを遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、その適用及び運用は、管理者の責任において適切に行うこと。

(4) 緊急時の対応

機器の故障や事故発生その他緊急時には、受託者は速やかに初期対応を行うと同時に、都へ報告すること。

(5) 地下道路の施設管理業務の契約

地下道路の施設管理業務については、都と別途委託契約を締結することとする。

<資料>

資料 12 「地下道路の施設管理業務に係る道路設備等一覧」

資料 13 「地下道路の施設管理業務に係る保守点検数量一覧」

資料 14 「法定資格者一覧（地下道路の施設管理業務）」

資料 15 「地下道路の施設管理業務に係る委託料」